

様式第5号(第9条関係)

(表)

保有個人情報開示請求書				
筑西市長 様		年 月 日		
		(請求者)住 所 氏 名 電話番号		印
筑西市個人情報保護条例第17条の規定により、次のとおり保有個人情報の開示を請求します。				
請求に係る保有個人情報の内容				
開示の方法	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付(<input type="checkbox"/> 写しの郵送) <input type="checkbox"/> 視聴			
請求者の区分	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人(<input type="checkbox"/> 未成年者・ <input type="checkbox"/> 成年被後見人) <input type="checkbox"/> 保護者 <input type="checkbox"/> 本人の委任による代理人(個人番号を含む保有個人情報の開示請求に限る。)			
保有個人情報の本人 (注)法定代理人・本人の委任による代理人・保護者が請求する場合に記入してください。	住 所		本人との関係	
	(ふりがな)氏 名		生年月日	年 月 日
	身体の状況		電話番号	
請求の理由 (注)保護者・本人の委任による代理人が請求する場合にのみ記入してください。				

- (注1) 太線内を記入し、該当する事項の□にレ印をしてください。
- (注2) 保有個人情報の本人が請求する際には、本人であることを証明する書類(運転免許証・旅券等)の提出又は提示が必要です。
- (注3) 法定代理人、本人の委任による代理人又は保護者が請求する際には、請求者に係る(注2)の書類のほか、保有個人情報の本人との関係を証明するために必要な書類(戸籍謄本、委任状等)等の提出又は提示が必要です。なお、本人の委任による代理人の場合は、当該本人に対しその委任した事実を確認します。
- (注4) 保護者が請求できるのは、本人が心身に重度の障害がある場合です。請求する際には、保護者に係る(注2)と(注3)の書類のほか、本人の心身に重度の障害があることを確認することができる書類(身体障害者手帳等)の提出又は提示が必要です。
- (※詳しくは、裏面の「本人確認のために必要な証明書類等」を参照ください。)

処理欄	年 月 日 課受付	部 長	次 長	課 長	課 補 長 佐	係 長	係 員
本人確認に係る証明書類等	①運転免許証 ②旅券 ③健康保険証 ④年金証書(手帳) ⑤身体障害者手帳 ⑥戸籍謄本 ⑦印鑑証明書 ⑧その他()						

(裏)

本人確認のために必要な証明書類等

開示請求をする方 ・ 保有個人情報の本人

(必要な証明書類等)

- ①の証明書類等のうちいずれか1点又は②の証明書類等のうちいずれか2点
ただし、②の場合は、aの中から2点又はaとbの中からそれぞれ1点
- 婚姻等のため、請求時の氏名が保有個人情報に記録された氏名と異なる場合は、旧姓等が確認できる書類

開示請求をする方 ・ 保有個人情報の本人が未成年者又は成年被後見人の場合の法定代理人

(必要な証明書類等)

- ①の証明書類等のうちいずれか1点又は②の証明書類等のうちいずれか2点
ただし、②の場合は、aの中から2点又はaとbの中からそれぞれ1点
- 保有個人情報の本人が未成年者又は成年被後見人であること、及び請求をする方が親権者又は成年後見人であることを確認できる次の証明書類等のうちいずれかのもの
(1) 戸籍謄本又は抄本 (2) 住民票 (3) 後見開始の審判を受けたことを証する書類
(4) その他法定代理人であることを証明し得る書類

開示請求をする方 ・ 保有特定個人情報(個人番号を含む保有個人情報)の本人の委任による代理人(個人番号を含む個人情報の開示請求に限る。)

(必要な証明書類等)

- 代理人及び保有特定個人情報の本人の①の証明書類等のうちいずれか1点又は②の証明書類等のうちいずれか2点
ただし、②の場合は、aの中から2点又はaとbの中からそれぞれ1点
- 保有特定個人情報の本人による委任状(当該本人による署名のあるものに限る。)
ただし、当該本人が委任状に署名することができない等の理由により委任状が提出できない場合は、戸籍謄本、当該本人の健康保険証等の当該本人の代理権を確認できる書類及び委任状を提出できない理由のわかる書類

開示請求をする方 ・ 保有個人情報の本人が心身に重度の障害を持つ場合の保護者

(必要な証明書類等)

- ①の証明書類等のうちいずれか1点又は②の証明書類等のうちいずれか2点
ただし、②の場合は、aの中から2点又はaとbの中からそれぞれ1点
- 保有個人情報の本人との関係を確認できる次の証明書類等のうちいずれかのもの
(1) 戸籍謄本又は抄本 (2) 住民票
- 保有個人情報の本人が心身に重度の障害があることを確認できる次の証明書類等のうちいずれかのもの
(1) 身体障害者手帳 (2) 療育手帳 (3) 診断書

— ① 次のうちいずれか1点 —

運転免許証、旅券(パスポート)、猟銃・空気銃所持許可証、官公庁職員の身分証明書その他の本人の写真(請求時の本人を確認できるものに限る。)が貼付され、生年月日の記載があり、本人を確認し得るものと認められる証明書類等

— ② 次のうちいずれか2点。ただし、a+a又はa+bとする。 —

- 国民健康保険被保険者証、健康保険被保険者証、船員保険被保険者証、共済組合員証、後期高齢者医療被保険者証、国民年金年金証書(手帳)、厚生年金保険年金証書(手帳)、船員保険年金証書(手帳)、共済年金証書、恩給証書、請求書に押印した印の印鑑登録証明書
- 会社の身分証明書、学生証、官公庁の発行する資格証明書等